



OTAGAI

タイ王国公益法人 お互いフォーラム

OTAGAI Forum Association

2015年10月版

1. お互いフォーラムとは

OTAGAI Forum Association

- タイ工業省主管のタイ王国政府公益法人。
- 「お互いプロジェクト」を推進する為の「**ステアリング・コミッティー**」。
- 「お互いプロジェクト」の普及、促進、拡大を目的とする。
- 「案件形成 = Business Creation, Incubation」を目指す。

- 理事長：プラモート・ウィタヤースック (元タイ王国工業省副大臣)
- 共同代表理事：パーサコーン・チャイラット (タイ王国工業省)
松島 大輔 (長崎大学 教授)
- 共同代表事務局長：梅木 英徹 (Toyo Business Service PCL代表取締役)
- 顧問：案件形成に向けて必要となるスキルを有する個人を選任

※「お互いプロジェクト」とは、

- 2011年の東日本大震災とタイ大洪水を契機に日本とタイの両国政府により開始された、両国の強みを以てお互いの弱みを補い合い、新たなビジネスの案件形成を目指すプロジェクト。
- 既に12の地方自治体が参画し、30以上のプロジェクトが進んでおり、日本の中小企業が新興アジアの成長を取り込むための具体的なビジネス・プラットフォームとして、地方創生の足掛かりとして機能。



O T A G A I

お互いフォーラム登記証明書 (2015年6月12日付)

(日本語訳)



OTAGAI

ทะเบียนเลขที่ จ.๕๔๑๒/๒๕๕๘



ส.ค.๔

ใบสำคัญแสดงการจดทะเบียนสมาคม

ใบสำคัญฉบับนี้ออกให้เพื่อแสดงว่า นายทะเบียนสมาคมกรุงเทพมหานคร ได้รับจดทะเบียนสมาคมโอตาไก ฟอรัม ซึ่งมีวัตถุประสงค์ เพื่อ

๑. ให้ความรู้ ความเข้าใจ จัดอบรมสัมมนา ประชาสัมพันธ์ ตลอดจนจัดกิจกรรมเพื่อส่งเสริมและสนับสนุนความรู้ ด้านเทคโนโลยีและการลงทุนของประเทศไทยและประเทศญี่ปุ่น โดยจะให้ความช่วยเหลือองค์กรทั้งภาครัฐ และเอกชน รัฐวิสาหกิจ ชุมชน หรือบุคคลทั่วไป ตลอดจนเป็นแหล่งรวบรวมข้อมูลข่าวสารและความเคลื่อนไหวด้านต่างๆ ที่เกี่ยวข้องกับสมาชิกของสมาคมและผู้สนใจ

๒. ร่วมมือกับองค์กรทั้งภาครัฐ และเอกชน รัฐวิสาหกิจ ชุมชน หรือบุคคลทั่วไป เพื่อส่งเสริมแลกเปลี่ยนข่าวสาร ให้การสนับสนุนความรู้ด้านเทคโนโลยีและการประกอบกิจการในการลงทุนของระหว่างประเทศไทยและประเทศญี่ปุ่น

๓. ส่งเสริมและพัฒนามาตรฐานอันดีในการประกอบธุรกิจของทั้งประเทศไทยและประเทศญี่ปุ่นเพื่อประโยชน์ของสมาชิกและประชาชนของทั้งสองประเทศ

๔. สมาคมจะไม่เข้าไปยุ่งเกี่ยวกับกิจการหรือกิจกรรม ทางด้านการเมืองทุกระดับ ตลอดจนไม่ทำให้เสื่อมเสียศีลธรรม จารีตประเพณี และวัฒนธรรมอันดีงาม

สำนักงานใหญ่ตั้งอยู่ ณ เลขที่ ๕๘๒/๒๒ ถนนสุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพมหานคร ตามความในมาตรา ๘๒ แห่งประมวลกฎหมายแพ่งและพาณิชย์แล้ว

ให้ไว้ ณ วันที่ ๑๒ มิถุนายน พ.ศ. ๒๕๕๘

(นายศักดิ์ชัย แดงอ้อ)

ผู้อำนวยการสำนักงานสอบสวนและนิติการ ปฏิบัติราชการแทน
อธิบดีกรมการปกครอง
นายทะเบียนสมาคมกรุงเทพมหานคร

ข้อปฏิบัติ ให้แสดงใบสำคัญนี้ไว้ในที่เปิดเผย ณ สำนักงานใหญ่
และสำเนาภาพถ่ายใบสำคัญไว้ ณ สำนักงานสาขาของสมาคม (ถ้ามี)

登録番号 O-5412/2558

登録証明書

バンコク都協会登録官が下記の目的のために設立されたお互いフォーラム協会の設立登録を受け付けたことを証明する。

1. 会員と関心のある人々に関連する様々な分野での活動と情報収集をする場として官公庁・民間機関、第3セクター、コミュニティ、個人の支援を行う。タイ日間の投資と工業技術分野の知識向上を支援する為に種々の行事の開催、広報活動の実施、セミナーの主催により知識と理解を深めることを奨励する。
2. 情報交換を奨励する為に官公庁・民間機関と協力体制を築き、タイ日間の投資事業と技術分野向上の為に知識を深めることを奨励する。
3. 会員と両国の国民の利益の為にタイ日事業レベルの向上を促進する。
4. 協会は市政、累政、国政のいかなるどのレベルにおいても政治活動には干渉せず、良き道徳、習慣、文化を育すようなことはしない。
この協会事務所の所在地は、バンコク都クオントーイ区プラカノン地区スクムウィット通 982/22 番地である。

仏曆 2565 年 (2015) 年 6 月 12 日発行

署名

(Mr. サクチャイ・デーナー)

法人調査事務所

地方行政局長代行

バンコク都協会登録担当官

行動項目

事務所内の開示場所においてこの証明書を提示し、(あれば) 協会事務所においてこの証明書のコピーを取るものとする。

2. お互いフォーラムの使命＝「案件形成」

「案件形成」とは、ヒト・モノ・カネをはじめとする事業に必要な様々な要素を発見し、その要素を合理的、有機的に結びつけ、連携させて、案件を事業化すること。

お互いフォーラムの使命は、案件形成企業の企画段階にある案件を、協力機関や支援企業の要となって「案件形成」に協力すること。

お互いフォーラムの事務局は、案件形成企業のニーズに合わせて、協力機関や支援機関の間を取り持って最適なプロジェクトチームを編成すること。（ステアリング・コミッティー）



3. お互いフォーラムの対象領域-1

Forum Association

【入門】 顧客開拓の課題に対応するためには従来型では無理

【基礎】 「案件支援」ではなく、「案件形成」が必要となる時代

【応用】 その際官民連携が不可欠となる = 欧米、中韓等の他国は**戦略的な官民一体海外展開支援**

「案件形成」とは？ = 顧客創造（現地における最大の課題）

案件形成

案件形成は属人的
⇒公でありビジネスがわかる人材
⇒人材育成（Ver2.0）により解消



案件形成を持続可能な形で
遂行するための
エコシステムを検討中

バト
ンタ
ッチ

案件支援

案件育成は支援機関の活用余地
⇒育成、支援、駆け込み寺
⇒これまでの海外展開支援をフル活用



公的支援機関
(JETRO、JICA、SMRJ、商
工会議所、等) による支援体制

バト
ンタ
ッチ

案件経営

案件運営は基本的に民間
⇒官が出るとしてもマーケット型支援であり、
官製ファンドになる
⇒但し優先度などで議論できる協議会は歓迎

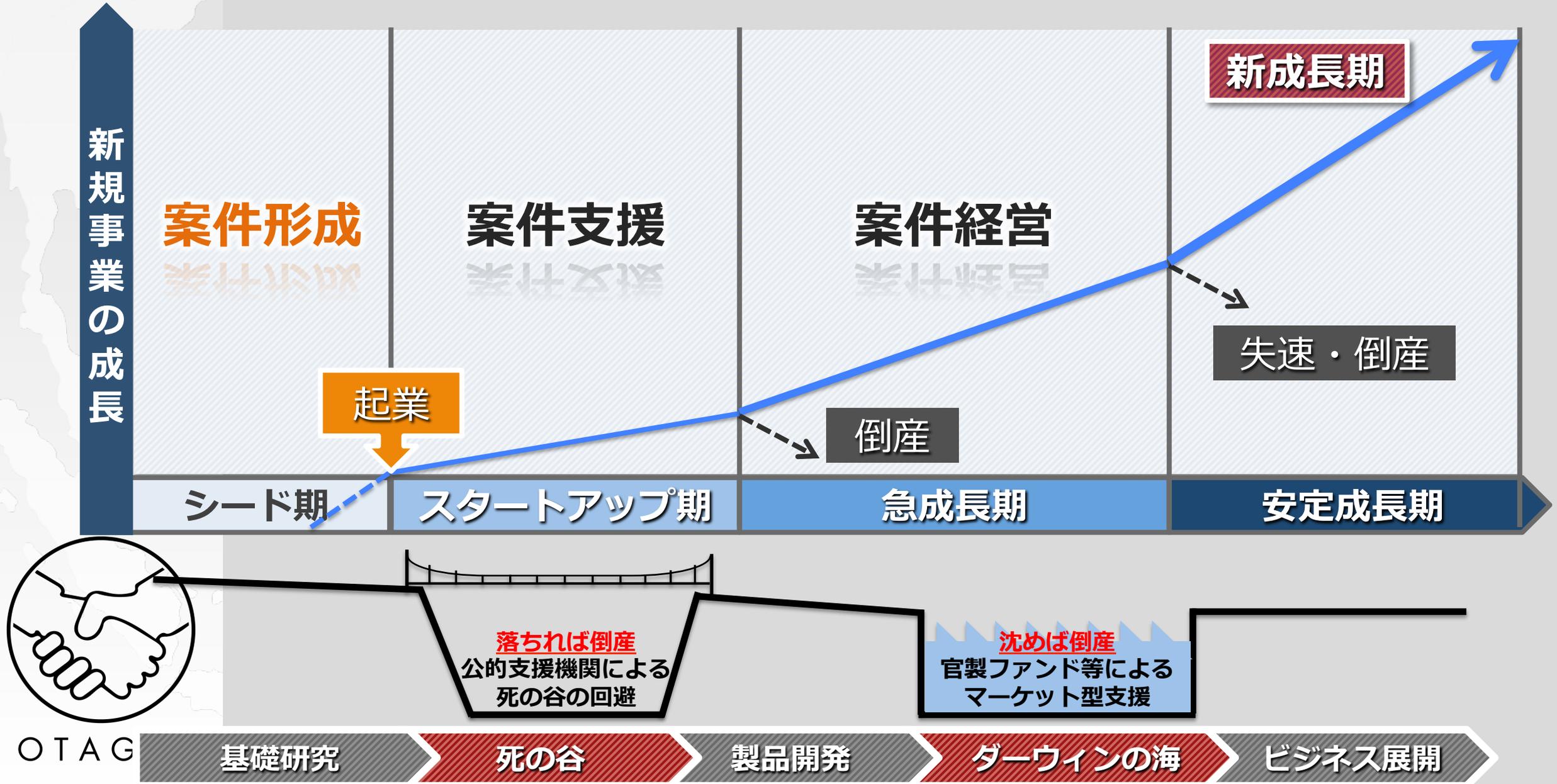


官製ファンド
(INCJ、CJ 等)
による出資体制



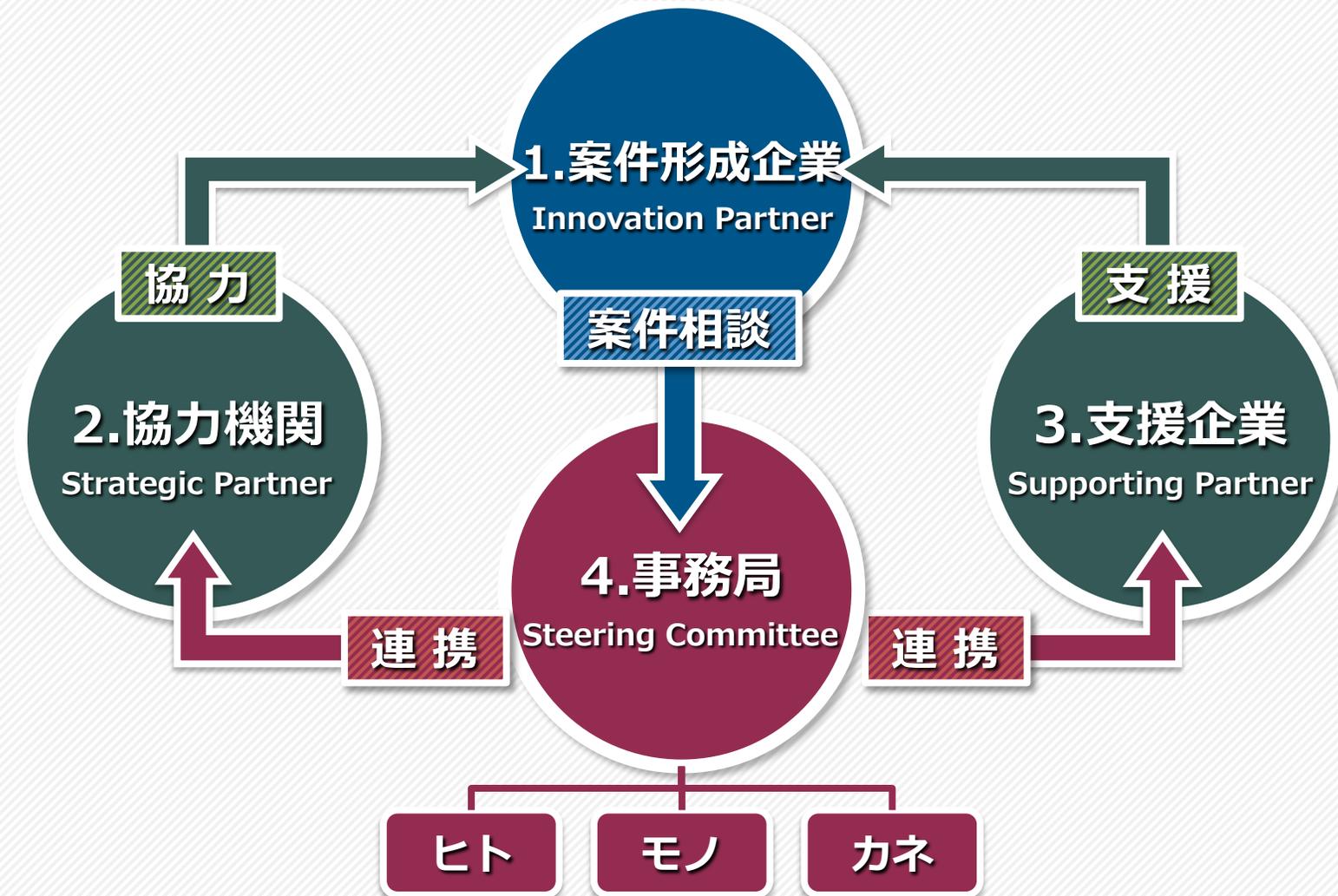
4. お互いフォーラムの対象領域-2

Forum Association



5. お互いフォーラム体制 & 案件形成における連携

お互いフォーラム



OTAGAI

6. お互いフォーラム各構成要員の役割 Association

案件形成企業

Innovation Partner

案件形成に向けて対象となる企業 - アセアン市場による規制、系列からの自由化

例：FOMM(川崎市発の電気自動車メーカー)、アイシン、デンソーなど

協力機関

Strategic Partner

案件形成に向けて戦略的に協力を得る機関

- 案件形成から寄与することで、確度の高い公的支援の実行

例：メコン研究所、TPA、JICA、地方自治体
(検討中) アセアンには各国一機関設定、タイサブコン、タイ旅行業協会、JETRO

支援企業

Supporting Partner

案件形成に向けて必要となるサービスの企業等サービスプロバイダー

- 案件形成を通じた、各支援機関の事業拡大

例(検討中含む)：金融機関：瀬戸信金、損保ジャパン、メディア：Good Media(MBA)、不動産：TCC、三菱地所レジデンス、セキュリティ：タイセコム 旅行：Thaisinn Express、物流：日本通運、IT：WAKU、日立システムズ、人材育成：パーソナルコンサルタント、エンジニア：三浦工業など

事務局

Steering Committee

案件形成に必要な要素を、案件に合わせて連携する機能 - 以下の機能も内包

- I 【ヒト】 グローバル人材Ver2.0育成WG：案件形成人材の育成
- II 【モノ】 産業クラスターレビューWG：タイ+ワンの推進
- III 【カネ】 サプライチェーン金融WG：中小企業金融制度の構築



お互いフォーラム参加申込書 AI Forum Association

案件形成企業参加表明書

お互いプロジェクト案件形成企業参加表明書

タイ王国公益法人お互いフォーラム

梅木英徹事務局長宛

当社は、お互いプロジェクトの趣旨に賛同し、お互いフォーラムと連携し、案件形成を目指したいと思います。

なお、案件形成に向けた具体的な協力等については、今後お互いフォーラムと連携して決定して参ります。

表明年月日： 2015年7月6日

企業名： _____

代表者氏名： _____

署名： _____

上記参加表明を確かに受理しました。

お互いフォーラム共同代表・事務局長 梅木英徹

2015年7月6日

署名

協力機関・支援機関向けMOU

タイ王国公益法人お互いフォーラム（貴組織・団体名）間の協力に関する覚書

この覚書(MOU)は、パイロット・サンヤデーチャーケン理事長を代表とするタイ王国公益法人お互いフォーラム（以下「お互いフォーラム」）と、（貴組織・団体の代表者氏名）を代表とする（貴組織・団体名）（以下「貴組織・団体の略称」）との間での取り決めを定義する。

両当事者は、お互いプロジェクトの趣旨にのっとり、タイ及びASEAN、日本相互利益のための緊密な連絡手段を強化することを望み、タイ及びASEANと日本企業の産業クラスター連携、案件形成促進においてお互いに協力する。当事者は以下の合意に至った。

- 1 両当事者はお互いプロジェクトの理念のもと、相互互恵による新規グローバル事業を拡大することを通じて、双方の社会的、経済的課題解決を目指す。
- 2 両当事者は、情報、意見を交換し、お互いコンクレーブや案件形成型人材育成プログラムなどのお互いプロジェクトによる産業クラスター連携等の緊密な関係を確立するために同意した活動を実施する。
- 3 この覚書の実施には、両当事者側の連絡窓口が任命される。お互いフォーラム事務局がタイ及びASEAN側の窓口として、（貴組織・団体の略称）（貴組織・団体の代表者役職及び氏名）が日本側の窓口として任命される。
- 4 この覚書は条約もしくは契約を構成するものではなく、契約またはそれに類するとみなされるものを設立するものとして解釈されるものでもない。
この覚書はどちらの当事者にも法的義務もしくは拘束力のある確約を作成するものではない。
- 5 この覚書は両当事者の署名を以って有効となり、当事者がもう一方の当事者に対して少なくとも30日前に書面で通知することで終結するまでは効力が継続する。この覚書の修正は両当事者相互の同意によってのみなされる。
- 6 この覚書は2015年7月6日にお互いフォーラムと（貴組織・団体の略称）の正式に承認された代表によって、日本語にて2通施行されている。

お互いフォーラム
理事長 パイロット・サンヤデーチャーケン
後見人
タイ工業省副大臣 ブラモート・ウィタヤースック

（貴組織・団体名）
（貴組織・団体の代表者役職及び氏名）



OTAGAI